

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（令和六年政令第二百五十一号）（第一条関係）	1
○所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（第二条関係）	4
○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（第三条関係）	6
○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（第四条関係）	8
○自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）（第五条関係）	11
○消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第六条関係）	12
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第七条関係）	14
○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（第八条関係）	15
(附則)	
○電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）（附則第二項関係）	16
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）（附則第三項関係）	17

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令（令和六年政令第二百五十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令</p> <p>（親会社等）</p> <p>第一条 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項第二号ニの政令で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、この条の規定を適用する。</p> <p>（特定区域以外の区域における貯留事業及び試掘の許可に係る鉱物）</p> <p>第二条 法第十二条第一項の政令で定める鉱物は、石油及び可燃性天然ガスとする。</p> <p>（収用委員会の裁決の申請手続）</p> <p>第三条 法第一百七十七条第三項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を</p>	<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令</p> <p>1 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの政令で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

申請しようとする者は、経済産業省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（手数料の額）

第四条 法第三十一条の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 試掘について法第四条第一項の許可を申請する者 許可一件につき二十一万四千七百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、二十一万三千八百円）

二 試掘について法第十二条第一項の許可を申請する者 許可一件につき二十一万九百円（電子申請等による場合にあつては、二十一万百円）

三 法第十四条第一項の許可（同条第二項第二号に規定する許可）可試掘区域の増減に係るものに限る。）を申請する者 許可一件につき十二万七千百円（電子申請等による場合にあつては、十二万六千二百円）

四 法第二百二十条第一項の許可を申請する者（法第十三条第二項に規定する試掘者に限る。） 許可一件につき二十万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、二十万五千八百円）

（新設）



改正案	現行
<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第六条 法第二十条第一項第十九号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（ロに掲げる無形固定資産を除く。）を含む。）</p> <p>ロ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）<u>第二条第八項（定義）に規定する試掘権</u></p> <p>ハ 一七（略）</p> <p>九（略）</p> <p>（内部取引に含まれない事実の範囲等）</p> <p>第二百二十五条の十六（略）</p> <p>2 法第九十五条第七項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。</p> <p>一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <u>第六条第八号（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ロ及びヨからネまでに掲げるもの</u></p>	<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第六条 法第二十条第一項第十九号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 一七（略）</p> <p>九（略）</p> <p>（内部取引に含まれない事実の範囲等）</p> <p>第二百二十五条の十六（略）</p> <p>2 法第九十五条第七項に規定する政令で定める事実、次に掲げる事実とする。</p> <p>一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <u>第六条第八号イからツまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号カからツまでに掲げ</u></p>

に相当するものを含む。）

二 (略)

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第二百九十一条の二 (略)

2 法第六十二条第二項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實

イ・ロ (略)

ハ 第六条第八号(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号ロ及びヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 (略)

るものに相当するものを含む。）

二 (略)

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第二百九十一条の二 (略)

2 法第六十二条第二項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實

イ・ロ (略)

ハ 第六条第八号イからツまで(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号カからツまでに掲げるものに相当するものを含む。)

二 (略)

改正案	現行
<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第十三条 法第二条第二十三号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（ロに掲げる無形固定資産を除く。）を含む。）</p> <p>ロ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）<u>第二条第八項（定義）に規定する試掘権</u></p> <p>ハ〜ナ （略）</p> <p>九 （略）</p> <p>（内部取引に含まれない事実の範囲等）</p> <p>第四百四十五条の十五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第六十九条第七項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。</p> <p>一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>第十三条第八号（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固</u></p>	<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第十三条 法第二条第二十三号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ〜ネ （略）</p> <p>九 （略）</p> <p>（内部取引に含まれない事実の範囲等）</p> <p>第四百四十五条の十五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第六十九条第七項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。</p> <p>一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>第十三条第八号イからネまで（減価償却資産の範囲）に</u></p>

定資産（国外における同号ロ及びタからナまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二（略）

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）
第百八十三条（略）

2（略）

3 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實

イ・ロ（略）

ハ 第十三条第八号（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ロ及びタからナまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二（略）

掲げる無形固定資産（国外における同号ヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二（略）

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）
第百八十三条（略）

2（略）

3 法第百三十九条第二項に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事實

イ・ロ（略）

ハ 第十三条第八号イからネまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ヨからネまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二（略）

改正案	現行
<p>（特定機械等）</p> <p>第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置（圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の適用を受けるものを除く。）</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定機械等）</p> <p>第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置（圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の適用を受けるものを除く。）</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)

第十三条 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるものを除く。）とする。

2 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるものを除く。）とする。

3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一〇二十五（略）

二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるものを除く。）

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)

第十三条 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

2 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一〇二十五（略）

二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十八～三十四 （略）

4・5 （略）

（個別検定を受けるべき機械等）

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一 （略）

二 第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるものを除く。）

三 （略）

四 小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

二十八～三十四 （略）

4・5 （略）

（個別検定を受けるべき機械等）

第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一 （略）

二 第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

三 （略）

四 小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

改 正 案	現 行
<p>（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為）</p> <p>第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）<u>第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行うこと。</u></p> <p>二 <u>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの</u></p>	<p>（沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為）</p> <p>第六条 法第三十五条の四第三項第四号の政令で定める行為は、<u>二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（調整対象固定資産の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は、 棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額、当該資産に係る同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保稅地域から引き取られる当該資産の課税標準である金額が、一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）につき百万円以上のものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利（ロに掲げる無形固定資産を除く。）を含む。）</p> <p>ロ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）<u>第二条第八項（定義）に規定する試掘権</u></p> <p>ハヅネ（略）</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定）</p> <p>第六条 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定め</p>	<p>（調整対象固定資産の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は、 棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百十分の百に相当する金額、当該資産に係る同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保稅地域から引き取られる当該資産の課税標準である金額が、一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）につき百万円以上のものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）</p> <p>（新設）</p> <p>ロヅ（略）</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定）</p> <p>第六条 法第四条第三項第一号に規定する政令で定める資産は、次の各号に掲げる資産とし、同項第一号に規定する政令で定め</p>

る場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが行われる時における当該各号に定める場所とする。

一～三 (略)

四 鉱業権若しくは租鉱権、採石権その他土石を採掘し、若しくは採取する権利(二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項(定義)に規定する試掘権(以下この号において「試掘権」という。))を除く。以下この号において「採石権等」という。)、試掘権又は樹木採取権 鉱業権に係る鉱区若しくは租鉱権に係る租鉱区、採石権等に係る採石場、試掘権に係る試掘区域又は樹木採取権に係る樹木採取区の所在地

2・3 (略)

る場所は、当該資産の区分に応じ当該資産の譲渡又は貸付けが行われる時における当該各号に定める場所とする。

一～三 (略)

四 鉱業権若しくは租鉱権、採石権その他土石を採掘し、若しくは採取する権利(以下この号において「採石権等」という。))又は樹木採取権 鉱業権に係る鉱区若しくは租鉱権に係る租鉱区、採石権等に係る採石場又は樹木採取権に係る樹木採取区の所在地

2・3 (略)

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百七十 （略）</p> <p>四百七十一 二 酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百七十 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（鉦山・火薬類監理官の職務）</p> <p>第十九条の五 鉦山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第五十九条第一項第三号に規定する試験場における保安に関すること。</p>	<p>（鉦山・火薬類監理官の職務）</p> <p>第十九条の五 鉦山・火薬類監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>

○電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）（附則第二項関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、所得税法施行令第六条の規定の適用については、同条第八号レに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。</p> <p>（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第三条（略）</p> <p>2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、法人税法施行令第十三条の規定の適用については、同条第八号ソに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。</p>	<p>附則 （所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、所得税法施行令第六条の規定の適用については、同条第八号タに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。</p> <p>（法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第三条（略）</p> <p>2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対して当該事業に係る電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利（令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。）は、法人税法施行令第十三条の規定の適用については、同条第八号レに掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。</p>

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（令和六年政令第

号）

（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>本則に次の一号を加える。</p> <p>四百七十二（略）</p>	<p>内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。</p> <p>公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>本則に次の一号を加える。</p> <p>四百七十一（略）</p>